

令和8年第1回芦屋町議会定例会

会期日程（案）

12日間

自 令和 8年 3月 2日

至 令和 8年 3月 13日

月 日	曜	種 別	内 容	開始時刻
3月 2日	月	本会議	議案上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 (本会議終了後、議会広報委員会)	午前10時
3日	火	本会議	一般質問	午前10時
4日	水	休 会		
5日	木	委員会	付託議案審査	午前10時
6日	金	委員会	付託議案審査	午前10時
7日	土	休 会		
8日	日	休 会		
9日	月	委員会	付託議案審査	午前10時
10日	火	委員会	付託議案審査	午前10時
11日	水	委員会	付託議案審査	午前10時
12日	木	休 会	予備日（中学校卒業式）	
13日	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決 (本会議終了後、全員協議会、議会広報委員会)	午前10時

令和 8 年 第 1 回 芦 屋 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (1)

令和8年3月2日 午前10時 開議

- 日程第 1 会 期 の 決 定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 行 政 報 告
- 日程第 4 同意第 1 号 副町長の選任同意について
- 日程第 5 同意第 2 号 芦屋町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 6 議案第13号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第14号 芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第15号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第16号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第17号 芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第18号 芦屋町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第19号 芦屋町下水道条例の制定について
- 日程第13 議案第20号 芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第21号 芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第15 議案第22号 令和 7 年度芦屋町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第16 議案第23号 令和 7 年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第17 議案第24号 令和 7 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第18 議案第25号 令和 7 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第19 議案第26号 令和 7 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第20	議案第27号	令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第28号	令和7年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第29号	令和8年度芦屋町一般会計予算
日程第23	議案第30号	令和8年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
日程第24	議案第31号	令和8年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第32号	令和8年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議案第33号	令和8年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
日程第27	議案第34号	令和8年度芦屋町給食センター特別会計予算
日程第28	議案第35号	令和8年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
日程第29	議案第36号	令和8年度芦屋町公共下水道事業会計予算
日程第30	承認第1号	専決処分事項の承認について
日程第31	報告第2号	専決処分事項の報告について
日程第32	報告第3号	専決処分事項の報告について
日程第33	発委第1号	芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第34	発委第2号	芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

同意第1号

副町長の選任同意について

芦屋町副町長に次の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 吉永 博幸
- 2 生年月日 昭和35年9月8日
- 3 住 所 北九州市八幡西区

同意第2号

芦屋町教育委員会教育長の任命について

芦屋町教育委員会教育長に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

記

- 1 氏 名 三榘 賢二
- 2 生年月日 昭和27年4月4日
- 3 住 所 遠賀郡芦屋町山鹿

議案第13号

芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		報酬		摘要
		年額	日額	
教育委員会	委員	338,100円	—	報酬は、年3回払いとし、8月、12月、翌年3月に支給する。
選挙管理委員会	委員長	152,600円	—	
	委員	121,200円	—	
農業委員会	会長	278,200円	—	
	副会長	227,800円	—	
	委員	200,500円	—	
監査委員	学識経験者	966,100円	—	
	議会選出者	641,500円	—	

<p>臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者（専門的な知識経験又は識見を有する者であつて、当該知識経験は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行う者に限る。）</p>	<p>予算に定める額</p>		<p>勤務の都度支給する。</p>
<p>選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、選挙立会人及び開票立会人</p>	<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号。以下「法」という。）第14条に定められた額とし、同条中「1日につき」とあるのは「1回の選挙につき」と読み替えるものとする。なお、投票立会人が1回の選挙の途中で交代するときは、法第14条に定められた額をそれぞれの投票立会人が従事した時間に応じて計算して得た額とする。</p>		<p>勤務の都度支給する。</p>
<p>その他附属機関等の委員</p>	<p>—</p>	<p>2,800円</p>	<p>勤務の都度支給する。</p>

備考

- 1 費用弁償は、1日につき、町内居住者においては2,500円、町外居住者においては別表第3による額（2,500円に満たない場合は2,500円）とする。
- 2 この表に規定のない弁護士、医師、大学教授、大学准教授及びその同等職の委員で任免権者が特に必要と認めた場合は、この表に掲げた金額にかかわらず、日額18,000円以内で町長が定める額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

（芦屋町災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、町長の付属機関として芦屋町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

芦屋町国民健康保険税条例（昭和37年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第4条第1項中「地方税」及び「（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を削る。

第6条の2第1号中「第10条」の次に「、第14条の5」を加える。

第14条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第14条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第14条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者一人について835円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第14条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者一人について65円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第14条の5 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第28条第1項中「並びに同条」を「、同条」に改め、「17万円」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 585円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 46円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円
- (イ) 特定世帯 280円
- (ウ) 特定継続世帯 420円

第28条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 418円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 33円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等

割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第28条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 167円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第28条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 125円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 209円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 334円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 418円

第28条第3項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項各号列記以外の部分中「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第14条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の4の規定により算定

した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第28条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第11条」の次に「、第14条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の芦屋町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第16号

芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例

芦屋町事務手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

別表第1地籍集成図の写しの交付の項の次に次のように加える。

地番図電子データの写しの交付	実施機関が用意する電磁的記録媒体に複写したもの（実施機関指定のデータ形式に限る）	1式	10,000円
----------------	--	----	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

議案第17号

芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例の一部を改正する条例

芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例（昭和33年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを除く。）を次のように改める。

第2条 表彰の対象となる健康家庭とは、表彰年度の前年度において次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- （1） 同一世帯に属する全被保険者が医療機関を受診していないこと。
- （2） 国民健康保険税の滞納がないこと。
- （3） 特定健康診査の受診対象となっている被保険者がいる世帯の場合は、当該被保険者全員が特定健康診査を受診していること。若しくは職場の健康診断、人間ドック等により特定健康診査の項目を検査し、町に検査結果を提供していること。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第18号

芦屋町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町火入れに関する条例の一部を改正する条例

芦屋町火入れに関する条例（昭和59年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

芦屋町下水道条例の制定について

芦屋町下水道条例を次のように制定する。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町下水道条例

芦屋町下水道条例（昭和56年条例第44号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 公共下水道の構造の基準等（第2条の2—第2条の7）
- 第3章 排水設備、除害施設等の設置等（第3条—第8条）
- 第4章 公共下水道の使用（第9条—第19条の4）
- 第5章 雑則（第20条—第29条の2）
- 第6章 罰則（第30条—第32条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、本町の公共下水道の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 「下水」、「公共下水道」、「終末処理場」、「排水区域」及び「処理区域」とは、それぞれ下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条の当該各号に定めるものをいう。
- （2） 排水設備 下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きよ、その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- （3） 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- （4） 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- （5） 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

第2章 公共下水道の構造の基準等

(公共下水道の構造の基準)

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める技術上の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第2条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして町長が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の町長が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、町長が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第2条の5 第2条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障

が生じないよう町長が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
(終末処理場の維持管理)

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速ろ過法による場合は、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう町長が定める措置を講ずること。

第3章 排水設備、除害施設等の設置等

(排水設備の接続方法等)

第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で町長が定めるものによること。
- (3) 公共ます等に固着させる排水管の内径及び勾配は、町長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

内径（単位ミリメートル）	勾配
75以上	100分の1以上

(除害施設の新設等)

第4条 除害施設の新設等は、その除害施設の新設等を必要とさせた下水の水質に応じ町長が定める処理方法に適合するものでなければならない。

(排水区域外の排水施設の新設等)

第5条 排水区域外の下水を公共下水道に流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下次条において同じ。）の新設等を行なおうとするときは、この条例の定めるところによる。

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備、除害施設及び前条の排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、町長の定めるところにより町長に申請し、その確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内に町長の定めるところによりその旨を町長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは、町長は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、町長が定める検査済証を交付しなければならない。

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備等の新設等の工事は、町長が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した工事施行業者（次項において「排水設備指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、町長が特に認めた工事については、この限りでない。

2 排水設備指定工事店の指定に関し必要な事項は、町長が定める。

第4章 公共下水道の使用

(特定事業場からの汚水排除の制限)

第9条 法第12条の2第3項の規定により特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者は、次の各号に定める水質基準に適合しない汚水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(5) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

- 2 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の5第2項の規定により、製造業又はガス供給業の用に供する施設から汚水を排除して公共下水道を使用する者については、前項第1号中「5を超え9未満」とあるのは「5・7を超え8・7未満」と、同項第2号及び第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満、同項第5号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」、同項第6号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」、同項第7号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 3 町長は、前項の規定を適用しようとするときは、あらかじめ工場又は事業場に対し別に定めるところにより事前通知を行い、併せて公告の措置を行うものとする。
- 4 特定事業場から排除される汚水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該汚水について第1項各号に定める水質（第2項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める水質）より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらずその排水基準とする。

（除害施設の設置等）

第9条の2 法第12条第1項に規定する使用者は、次に定める水質基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第9条の3 法第12条の11第1項の規定により次の各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 令第9条の4第1項に掲げる物質 それぞれ同項各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ただし、本号の適用については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年福岡県条例第8号。次号において「福岡県条例」という。）により当該公共下水道からの放

流水について、本号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で福岡県条例により当該公共下水道から放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値

2 令第9条の1第2項の規定により製造業又はガス供給業の用に供する施設から汚水を排除して公共下水道を使用する者については、前項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「5を超え9未満」とあるのは「5・7を超え8・7未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 町長は、前項の規定を適用しようとするときは、あらかじめ工場又は事業場に対し別に定めるところにより事前通知を行い、併せて公告の措置を行うものとする。

(除害施設の改築等の指示等)

第9条の4 前2条の規定により除害施設の設置等をしなければならない者が除害施設の設置等をした後においてもなお当該除害施設の設置等に係る基準に適合しない下水を排除していると認めるときは、町長は、当該除害施設の改築、修繕、維持その他必要な措置を講ずることを指示し、又は公共下水道の使用を制限し、若しくは使用の一時停止を命ずることができる。

(し尿の排除の制限)

第10条 処理区域内の利用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(一時使用)

第11条 土木建築等に関する工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を一時使用しようとする者(以下「一時使用者」という。)は、町長の定めるところにより町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、一時使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、除害施設又は町長が必要と認めて指示する施設を設けなければ、前項の承認を与えない。

(1) 法第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第5項又は第12条の11第1項の下水を排除しようとするとき。

(2) 固形物等下水道管を閉塞させるおそれのある物とともに下水を排除しようとするとき。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。使用者に変更があつたときも同様とする。

2 北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第16条、第23条及び第24条の規定による届出を行った者は、前項の届出をした者とみなす。

（使用料）

第13条 町長は、公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収する。

（使用料の額）

第14条 使用料の額は次の表により算出した額に、100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てた額）とする。

汚水の種類	基本使用料（月額）		従量使用料（月額）	
	汚水排出量	使用料	汚水排出量	使用料（1m ³ につき）
一般汚水 （自衛隊汚水を含む。）	10m ³ まで	1,400円	11m ³ から30m ³ まで	175円
			31m ³ から100m ³ まで	253円
			101m ³ から300m ³ まで	308円
			301m ³ から1000m ³ まで	363円
			1001m ³ から10000m ³ まで	396円
			10001m ³ 以上	429円
公民館用			1m ³ につき	150円

2 月の中途において使用者が下水道の使用を開始し、又は中止した場合にあっては、前項の表に掲げる基本汚水排出量の数値及び基本使用料の額並びに従量汚水排出量の数値を、当該使用の期間に応じ、町長の定めるところにより、それぞれ換算して算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）とする。

（使用料の徴収）

第15条 町長は、使用者からの使用料を別に定める定例日現在の排除した汚水量によつて算定した額を、納入通知書等により徴収する。

（汚水量の算定）

第16条 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が共同で使用している場合において、それぞれの使用水量を確知することができないときは、その使用水量を等分したものをそれぞれの使用水量と推定する。
- (2) 水道水の利用者以外の者又は水道水とその他の水とを併用している者については、その者の水の利用の態様を勘案して町長が認定する。
- (3) 製氷業その他の事業で、その営業に伴い使用する水の量が、公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる事業を営む利用者は、毎月その月に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、翌月の7日までに町長に提出しなければならない。この場合においては、第1号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載事項を勘案して、その利用者の排除した汚水の量を認定する。

(利用の態様の変更の届出)

第17条 利用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を利用するための設備に変更があったときその他規則で定める利用の態様の変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(計測装置の取付け等)

第18条 町長は、第16条第2号又は第3号の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

- 2 町長は、前項の計測装置を取り付けたときは、利用者からその耐用年数により算定した使用料を徴収する。
- 3 利用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理し、その装置を毀損又は亡失したときは、直ちにその旨を町長に届け出るとともにその損害を賠償しなければならない。

(資料の提出)

第19条 町長は、使用料を算出するために、必要な限度において利用者から資料の提出を求めることができる。

(無届け利用の場合の措置)

第19条の2 町長は、利用者が無届けで公共下水道を利用した場合は、その届出をさせるとともに、利用開始の時にさかのぼって使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第19条の3 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(概算使用料の前納)

第19条の4 管理者は、必要と認めるときは、第11条第1項の一時利用者に概算使用料を前納させることができる。

- 2 前項の概算使用料は、公共下水道の利用をやめたとき精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

第5章 雑則

(行為の許可)

第20条 法第24条第1項及び第29条第1項の許可を受けようとする者は、町長の定めるところにより次に掲げる図面を添えて町長に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第21条 法第24条第1項及び第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、前条の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うもので、公共下水道の施設の機能を妨げ、若しくはその施設を損傷するおそれのないものとする。

(公共下水道付近の掘削)

第22条 公共下水道の排水管渠の付近地で排水管渠より深く掘削する場合で、当該排水管渠の中心から掘削する箇所までの水平距離と同じ長さ以上となるときは、あらかじめ、町長に届け出てその指示を受けなければならない。

2 前項の規定は、公共下水道の設置又は改築が予定された公道内において、地下埋設物を設ける場合についても準用する。

(公共下水道管理者以外の者の行う公共下水道施設の工事等)

第23条 法第16条の規定による公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道施設の維持を行おうとする者は、町長の定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 前項の工事を施工した者は、直ちに町長に届け出てその検査を受けなければならない。

(公共下水道施設損傷工事の復旧)

第24条 公共下水道付近地の掘削又は地下埋設物の設置その他の行為により、公共下水道の施設を損傷した者は、町長が定める復旧工事費の概算額を予納しなければならない。

2 前項により予納した概算額は、工事完成後精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(占用の許可)

第25条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して占用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について第20条（次条において準用する場合を含む。）の許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。

(占用料の徴収等)

第26条 町長は、前条に規定する占用について、占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、翌年度以降

の占用料は、毎年度当該年度分を4月末日までに徴収するものとする。

- 2 占用料の額は、芦屋町行政財産使用料条例（昭和40年芦屋町条例第21号）の規定を準用する。この場合において、同条例第2条から第5条までの規定中「使用料」とあるのは「占用料」と読み替えるものとする。

（原状回復）

- 第27条** 第25条の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき又は許可を取消されたときは、町長の指示に従い当該許可にかかる物件を撤去し、原状に回復しなければならない。ただし、町長が原状に回復することが不相当であると認め、必要な措置を命じた場合においては、この限りでない。

（公共ます及び取付管の修理等）

- 第28条** 本町が使用者の管理の不備に起因する公共ます及び取付管の修理等を行ったときは、当該使用者は、町長の定めるところにより、その修理等に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。

（特別の必要による公共ます及び取付管の新設等）

- 第29条** 使用者の特別の理由により、公共ます及び取付管の新設等を必要とする場合は、町長の定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

- 2 使用者は、前項の工事に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。

（委任）

- 第29条の2** この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、第6章を除き、町長が定める。

第6章 罰則

（罰則）

- 第30条** 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の規定による確認を受けないで、排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (2) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を、同項に規定する期間内に行わなかった者
- (3) 第4条、第9条の2から第9条の4まで又は第10条の規定に違反した者
- (4) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (5) 第11条第1項の規定に違反し、公共下水道を一時使用した者
- (6) 第19条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第6条、第11条第1項又は第20条の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
- (8) 第16条第1項第3号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者

- 第31条** 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

- 第32条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその

法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋町下水道事業の設置等に関する条例（昭和62年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「43,000人」を「10,300人」に改め、同条第4項中「30,960立方メートル」を「6,560立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第21号

芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定について

芦屋町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、本町議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

承認第1号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、本町議会の承認を求める。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

専 決 処 分 書

令和7年度芦屋町一般会計補正予算（専決第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

芦屋町長 貝 掛 俊 之

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、芦屋東小学校校舎大規模改修工事（その2）の請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 変更前の契約金額 | 一金122,157,508円也 |
| 2. 変更後の契約金額 | 一金124,164,700円也 |
| 3. 変更理由 | 工事出来形による変更等 |

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月2日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

専 決 処 分 書

公用車の物損事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月3日

芦屋町長 貝 掛 俊 之

芦屋町は、公用車の物損事故に係る損害賠償額について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり定める。

記

No.	事故発生日	相手方	損害賠償額
1	令和7年11月14日	岡垣町 車両名義人	121,640円

発委第1号

芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり芦屋町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年3月2日提出

芦屋町議会議長 辻 本 一 夫 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 松 岡 泉

発委第1号

芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

議会運営委員会 委員長 松岡 泉

芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則

芦屋町議会会議規則（平成20年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第101条」を「第101条の2」に、「議員の派遣」を「全員協議会」に、

「第18章 補則（第129条）

」を「

第18章 議員の派遣（第129条）

第19章 補則（第130条）

」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更できる。

第32条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条（投票による選挙・指名推薦及び投票の効力の異議）第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第49条中「議事は」を「議事を」に改める。

第85条中「効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第11章中第101条の次に次の1条を加える。

第101条の2 法第127条（失職及び資格決定）第3項の規定により準用される法第118条（投票による選挙・指名推薦及び投票の効力の異議）第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第103条中「外とう、襟巻、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第117条第1項中「法第115条の2）」の次に「（公聴会及び参考人）」を加える。

第123条第1項中「法第115条の2」の次に「(公聴会及び参考人)」を加える。
第128条第1項及び第129条第1項中「法第100条」の次に「(調査権)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発委第2号

芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり芦屋町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年3月2日提出

芦屋町議会議長 辻 本 一 夫 殿

提出者 議会運営委員会

委員長 松 岡 泉

発委第2号

芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

議会運営委員会 委員長 松岡 泉

芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例

芦屋町議会委員会条例（平成20年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条第1項を次のように改める。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第7条第2項を次のように改める。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第7条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、同条第7項中「第3条」の次に「（常任委員の任期）」を加え、同項を同条第5項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。